

「高島の木の家」認定基準

(平成25年1月17日改正)

高島の木の家づくりネットワーク

事務局 高島市 森林水産課内
〒520-1592 高島市新旭町北畑 565
TEL 0740-25-8512
FAX 0740-25-8519

(目 的)

「高島の木の家づくりネットワーク」設立趣旨に則り、当認定基準に従って高島市内産材木を伝統的な木組みの技術で活かし、長寿命で日本の景観になじんだ家づくりを目指す方の建築物を、高島市が「高島の木の家」と認定することにより高島市内産材木を活用した家づくりの価値を高め、需要拡大を図っていく。

(認定対象建築物)

住宅、別荘、店舗、事務所、倉庫、工場などの用途に供する建築物の新築、増築、改築等で、認定基準に適合する建築物。

(施工場所)

高島市内外いずれも対象とする。

(指 針)

「高島の木の家」の認定指針は以下のとおりとする。

- ・ 高島の木の家基準仕様に準拠していること。
- ・ 住まい手の希望を積極的に取り入れた建物。
- ・ 施主、設計者、施工者の三位一体でつくられた建物。
- ・ 木の家にふさわしいデザイン性の優れた建物。
- ・ 街並みや自然景観に調和した建物。
- ・ 伝統的な木組みの技術でつくられた建物。
- ・ 木材の産地がわかり、施主が安心でき愛着の湧く建物。
- ・ 品質管理された高島の木を基準仕様以上使用した長寿命の建物。
- ・ 高島に伝わる家づくりの技を活かし、その技が見える建物。
- ・ 自然素材を多く使い、住まい手の健康に配慮した建物。
- ・ 自然環境や琵琶湖の保全に配慮した建物。
- ・ ネットワークのメンバーによってつくられた建物。
- ・ 施主は建築現場および完成建物を展示PRの場として提供できること。

(助 成)

別紙「高島地域材活用住まい手補助金応募要領」のとおりとする。

(特 典)

1. 高島市役所から記者資料提供、高島市広報に定期的に掲載する。
2. 高島の木の家づくりHP、パンフレットに掲載する。
3. 認定書の授与。

(申込対象者)

「高島の木の家づくりネットワーク」内の設計者、施工者に業務を依頼し、高島の木を用いた建物づくりを行い、「高島の木の家」の認定を受けようとする施主またはその代理者。

(認定の仮申込)

認定を受けようとする申込者は、設計監理契約書締結後、速やかにその写しを事務局に提出した上で、基本設計完了時に「高島の木の家」認定エントリーシート(様式1)を事務局に提出する。

(仮申込の受理)

「高島の木の家」認定エントリーシートを受付けた事務局は、その旨を遅滞無く高島の木の家づくり部会に報告する。

(仮申込の一次審査)

高島の木の家づくり部会は、申込日より概ね二週間以内に部会を招集しその内容を検討する。高島の木の家づくり部会は、一次審査の検討結果を当ネットワーク運営委員会に報告する。

当ネットワーク運営委員会は部会からの報告内容を検討承認し、認定に際して考慮いただきたい意見などが出た場合は、その意見を付して事務局を通じて申込者に返答する。

(認定の申込)

一次審査に合格し、認定を受けようとする申込者は、工事着手後二週間以内に「高島の木の家」認定申込書(別様式2)を事務局に提出する。仮申込のエントリーシートの内容と相違点または変更点がある場合は、その内容が分かるように認定申込書の添付書類に表示する。

(認定申込の受理)

「高島の木の家」認定申込書を受付けた事務局は、その旨を遅滞無く高島の木の家づくり部会に報告する。

(認定申込の二次審査)

高島の木の家づくり部会は、申込日より概ね二週間以内に部会を招集し、仮申込のエントリーシートとの相違点や変更点を含めその内容を検討する。

高島の木の家づくり部会は、認定申込書の内容だけで認定の判断が出来ないと思われる場合は、認定を受けようとする対象建築物の設計者および施工者にヒヤリングを行う事が出来る。

高島の木の家づくり部会は、二次審査の結果を当ネットワーク運営委員会に報告

する。

当ネットワーク運営委員会は部会からの報告内容を検討承認し、認定に際して考慮いただきたい意見などが出た場合は、その意見を付して事務局を通じて申込者に返答する。

(認定の最終確定)

申込者は、建物竣工日の概ね二週間前に建物の現地確認希望日を事務局と調整、設定する。高島の木の家づくり部会は、該当建築物の現地にて実際の建築物を「高島の木の家」認定申込書、認定基準及び認定チェックシート（別紙2・3）を用い直接確認する。

高島の木の家づくり部会は、認定申込書の添付書類である共通基準とタイプ別基準の判断出来る図書についても現地確認を行う。その場合、目視で判断出来ない部分や不明な点は、認定を受けようとする対象建築物の設計者及び施工者にヒヤリングで確認することが出来る。

高島の木の家づくり部会は、確認した結果をまとめて当ネットワーク運営委員会に報告する。

当ネットワーク運営委員会は高島の木の家づくり部会の報告を受けて、「高島の木の家」の認定の可否を決定し、事務局を通じて申込者に通知する。

(認定の基準)

「高島の木の家」認定の基準は以下の通り。

1. 「高島の木の家」基準仕様（別紙1）に適合していること。
2. 建築基準法等のその他の関係法令に適合していること。
3. 瑕疵担保履行法に基づく届出をしていること。
4. 「高島の木の家」認定チェックシート（別紙2・3）による基準項目数を満足させること。

(取 消)

「高島の木の家」の認定は、認定基準に対し虚偽の内容が明らかになった場合に取消することができる。

(「高島の木の家」認定基準 運用指針)

※仮申込の一次審査、二次審査及び最終確定に向けた現地確認は、高島の木の家づくり部会が行う。その確認、審査には部会の部員5名以上の出席をもって成立とする。

※申込者に関係する部員は上記審査には参加出来ない。

※「高島の木の家」認定チェックシートにおける基準項目

「高島の木の家」認定チェックシート（別紙2・3）による基準項目の確認を現地にて行い、確認者それぞれに達成項目を評価する。認定確認立会者の2/3以上の評価が基準項目数を超えた場合、高島の木の家づくり部会は対象建築物が基準項目数に達していると認める。

※「高島の木の家」基準仕様（別紙1）について

現地確認時における確認事項である共通基準とタイプ別基準については、対象建築物完成時に全て合致している必要がある。

※現場確認時にヒヤリングを行う必要が生じる場合があるので、対象建築物の設計者および施工者は関係書類を持参の上待機すること。

※高島の木の家としての最終確定は、当ネットワーク運営委員会が高島の木の家づくり部会の検討結果を踏まえ検討し、運営委員会出席者の2/3以上の賛成をもって最終確定とする。

※申込者に関係する運営委員は、上記委員会には出席出来ない。

※最終確定のために実施する現地確認日は、建築確認検査済証の発行日以降とする。

※施主の意向により、設計と施工を業としている者が設計施工を行う場合で、「高島の木の家」認定基準に適合している場合は「高島の木の家」に認定するものとする。ただし、建築確認の中間検査時に、家づくり部会が認定基準図書に照らし、現地確認を行うものとする。

※遠隔地で建設する場合は、住宅の維持管理の面から、電気設備および給排水衛生設備を分離発注することを認める。

(別紙1)

「高島の木の家」基準仕様

1 一般事項

1-1 本基準の構成等

本基準の構成およびその内容は下記の通りとする。

1. 一般事項	一般事項・用語の定義など
2. 共通基準	「高島の木の家」全てが遵守する基準
3. タイプ別基準	3-1 伝統木造タイプ
	3-2 木材活用タイプ
	3-3 環境配慮タイプ
	3-4 長期優良タイプ
	「高島の木の家」が遵守するタイプ別の基準

「高島の木の家」は、共通基準と、タイプ別基準の各タイプのいずれかの、双方を遵守した木造在来工法の新築建物に関する基準を示す。

1-2 用語の定義等

- ・ 特記なき限り、寸法の単位はmmとする。
- ・ 木材断面寸法は、特記なき限り仕上り寸法とする。
- ・ 「構造材等」とは、下記の通りの部材とする。
土台、火打土台、大引、床束、通柱、管柱、胴差し、大梁、2階梁、小梁、敷桁、軒桁、火打梁、小屋梁、敷梁、妻梁、二重梁、登り梁、小屋束、棟木、母屋、谷隅木
- ・ 「防腐防蟻に配慮した木材樹種」JASに定めるD1樹種とし、かつ、赤身部分の材とする。
しらた部分がある場合は、その部分がなくても構造上問題がない程度の範囲とする。
(参考) 日本産木材D1樹種—桧、ヒバ、杉、ケヤキ、クリ、クヌギ、ミズナラ
- ・ 「主たる部屋」とは、トイレ・洗面・浴室・勝手口・局部的な小さな廊下・押入・物入以外の部屋とする。

1-3 木造在来工法の新築建物以外の、本基準の準用について

木造在来工法の新築建物以外の工事（鉄骨造や鉄筋コンクリート構造など他の構造、また、リフォーム工事等新築でない工事）については、本基準に照らして、十分に「高島の木の家」と認められるかどうかを、個別の事例毎に、高島の木の家づくり部会で検討することとする。

但し、木造のリフォーム工事の場合は、新築基準との整合性から、適正な基準に基づいた耐震改修工事の施工がなされていることは考慮される重要な項目とする。

2 共通基準

2-1 構造安全性の検討について

2-1-1 構造計算

建築基準法遵守し、建物の安全性を確保するため、以下の方法から選択した構造計算を行う。

- ・ 許容応力度計算
- ・ 壁量計算（耐震等級 2 若しくは国土交通省告示第 1541 号による）
- ・ 限界耐力計算

2-1-2 地耐力・地盤調査

- ・ スウェーデン式サウンディング調査、またはそれと同等以上の地盤調査を実施する。
- ・ 地盤調査によって地耐力が 20 k N/m²未満と推定される場合は、適切な地盤改良等の地盤補強措置を行うこと。

2-2 構造躯体について

2-2-1 基礎

- ・ 鉄筋コンクリートべた基礎とする。
- ・ 限界耐力設計法または基礎部分の許容応力度計算によって安全が確かめられた場合は、その他の基礎形状とすることが出来る。
- ・ 基礎立ち上がり部分の、巾は 150 以上、地盤面からの高さは 400 以上とする。

2-2-2 木材及び木工事

- ・ 木材は十分に乾燥したものを扱い、構造材および下地材は含水率 35%以下、造作材および仕上板材は含水率 20%以下で加工を開始する。
- ・ 通柱および横架材スパンが 2730 以上の構造材には、樹齢 50 年生以上の木材を使用する。それらの材で、死節・抜節・ボタンが見られるものについては、ヤング係数を測定し 70 以上であることを確認する。
- ・ 構造材等についてはすべて無垢材の国産材とし、高島の木の家づくりネットワーク正会員によって、市内の森林から伐採され自然乾燥した木材を、総材積の 1/2 以上使用する。
- ・ 構造材等以外の木材については、1 坪当たり 0.1m³ 以上かつ新築の場合は 1 軒当たり 3m³ 以上使用する。
- ・ 土台は、120×120 以上とする。
- ・ 管柱は、120×120 以上とする。
- ・ 通り柱は、150×150 以上とする。
- ・ 両側からアリ欠き等の欠き込み加工がある 2730 以上のスパンの梁巾は、150 以上とする。それ以外の梁巾は 120 以上とする。

2-2-3 木工事以外の工事

- ・ 室内出入口建具(押入・クロゼット扉は含まない)は、フラッシュ戸タイプの既製品建具を使用しない。
- ・ 主たる部屋のいずれかは、しっくいや土などの自然素材を使った左官仕上とする。

2-3 仕上・デザインについて

2-3-1 外装仕上・外観について

- ・ 周囲の景観に調和した仕上材料および色合いとする。
- ・ 周囲の景観に調和した建物の大きさと建物の敷地全体に対する配置とする。

2-3-2 内装仕上・内観について

- ・ 内装仕上・内観は、無垢の木材を生かした空間とする。

2-4 工事仕様について

2-4-1

- ・ 住宅支援金融機構の定めるフラット 35 技術基準の必須基準を遵守すること。
- ・ 住宅支援金融機構の定めるフラット 35 技術基準のバリアフリー性に優れた住宅の選択基準(高齢者等配慮対策等級 3)を遵守すること。
- ・ 住宅支援金融機構の定めるフラット 35 技術基準に関わる部分で、タイプ別基準に別に定めがある場合は、そのタイプ別基準による。

3 タイプ別基準

3-1 伝統木造タイプ（日本や地元の伝統木造建築工法を大切にしたタイプ）

地元の職人が地元の材料を使って工事することが、高島のアイデンティティであり、かつ現代的には建築生産的な省エネルギーに繋がる。そのような、素材と工法を考慮したタイプが伝統木造タイプである。

3-1-1 仕上・デザインについて

- ・ 住宅全体について内外装共、無垢の木材を生かした空間とする。
- ・ 2階梁または小屋梁を化粧とした、伝統的木組みを現した天井を、主たる部屋一室以上用いる。
- ・ 真壁工法を生かした意匠とする。

3-1-2 木材及び木工事

- ・ 構造材の加工は、手刻みとする。
- ・ 梁の継ぎ手は、鎌継ぎまたは追っかけ大栓継またはそれと同等以上の継ぎ手加工などの、伝統的な加工法とする。
- ・ 通り柱と胴差しの仕口は長ホゾ差し栓打ち、雇いホゾ差し栓打ち加工などの、伝統的な加工法とする。
- ・ その他の継手・仕口についても、伝統的な加工法とする。
- ・ 土台・浴室廻り等は、防腐防蟻に配慮した木材樹種選定を行う。
- ・ 主たる部屋のいずれかに、30mm厚の無垢の床板材を使用する。

3-1-3 木工事以外の工事

- ・ 限界耐力計算法（またはそれに準ずる構造計算手法）によって安全性が確かめられた場合には、石場立て基礎も可とする。
- ・ 主たる壁は、小舞下地土壁裏返し塗り下地とする。
- ・ 外壁に、ボード系建材（窯業系または金属系サイディング）は使用しない。
- ・ 断熱工事については、在来の土壁工法（真壁工法）で無理のないような適切な施工を行うこととし、必ずしも、住宅支援金融機構の定めるフラット35技術基準に倣わなくても良い。

3-2 木材活用タイプ

地元産・国産の木材を用途により、構造材・下地材・仕上材又エネルギー源などに無駄なくまた多く利用するタイプである。

3-2-1 仕上・デザインについて

- ・ 住宅全体について内外装共、無垢の木材を生かした空間とする。

3-2-2 木材および木工事

- ・ 240以上のせいの短ホゾ差し加工の梁は、両引きボルトとする。
- ・ 外壁に、ボード系建材（窯業系又は金属系サイディング）は、木材の利用促進を配慮しできるだけ使用しない。

（参考）杉のラス板下地モルタル塗りの上弾性系の仕上げ塗り材仕様は、材料・工法共に地元産の材料と職人仕事を活用した仕様である。

- ・ 構造材等以外の木材については、国産材を含め1坪当たり0.2m³以上かつ新築の場合は1軒当たり6m³以上使用する。

（参考）下地材・軒天仕上以外に、野地板・外壁下地ラス板・化粧床板（過半の部屋に使用）・化粧壁板（過半の部屋に使用）などの材料を2つ以上組み合わせて採用すればその程度以上の木材消費が可能である。

3-2-3 木工事以外の工事

- ・ 断熱工事については、新省エネ基準以上とする。

（参考）新省エネ基準－IV地域・気密住宅以外

部位	断熱材の厚さ	必要な熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ（単位mm）					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井		1.8	95	90	85	75	65	55
壁		1.2	65	60	55	50	45	35
床	外気に接する部分	1.6	85	80	75	65	55	45
	その他の部分	0.9	50	45	45	40	35	30

- ・ 窓は、ペアガラス入りの建具または、二重構造の建具とする。
- ・ 薪ストーブ・ペレットストーブ・薪併用給湯ボイラー・薪風呂釜などの、木材をエネルギーとして利用するシステムのいずれかを設置することが望ましい。

3-3 環境配慮タイプ

現代的な省エネルギーの基準に準じた、ランニングコストと環境負荷の軽減に配慮するタイプである。

3-3-1 木材及び木工事

- ・ 240以上のせいの短ホゾ差し加工の梁は、両引きボルトとする。

3-3-2 木工事以外の工事

改正次世代省エネルギー基準の項目から削除された為、本基準からも削除します。

- ・ 断熱工事については、次世代省エネ基準以上とする。

(参考) 次世代省エネ仕様基準－IV地域・気密住宅以外

部位	断熱材の厚さ	必要な 熱抵抗値	断熱材の種類・厚さ (単位mm)					
			A-1	A-2	B	C	D	E
屋根又は天井	屋根	4.6	240	230	210	185	160	160
	天井	4.0	210	200	180	160	140	115
壁		2.2	115	110	100	90	75	65
床	外気に接する部分	3.3	175	165	150	135	115	95
	その他の部分	2.2	115	110	100	90	75	65

- ・ 開口部は、建具・ガラスセットでの熱貫流率が $4.65\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下とする。
- ・ 夏季の日射侵入を防ぐ仕様とする。
- ・ 太陽熱温水器・ソーラーパネル・自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機 (エコキュート)・二次熱交換機付き給湯器 (エコジョーズ)・家庭用コージェネシステム (エコウィル) などの、住宅用の省エネルギー熱源システムを設置することが望ましい。

3-4 長期優良タイプ

国が定めた、耐久性・省エネルギー性等にバランスのとれたタイプである。

- ・ 国土交通省の定める、長期優良住宅の認定を受けること。

(別紙 2)

「高島の木の家」認定チェックリスト 基準仕様書タイプ別基準1・2判定用		
判定項目	チェックする内容	判定欄*
	申請建物の適応状況の説明	
啓発活動	山やストックヤードなどで三者による見学を実施している。又は産地の分かる工夫をしている。	
構造	手刻み加工である。	
	力強い木構造を見ることが出来る。	
素材	自然素材を多く活用している。適材適所、使用部位に工夫がある	
環境	街並みや周辺環境にとけ込む工夫がある。	
	結露対策など、住まい手の健康に配慮した工夫がある。	
	四季を通じて快適性を保つ工夫がある。	
住まい手	住まい手の生活スタイルにあった工夫やストレス解消の工夫がある。	
	生活スタイルの変化に対応出来る工夫がある。	
意匠	建物内部に広がりを感じさせる工夫がある。	
合計*		
総評*		

*印は記載不要。

認定チェック項目の内8項目以上が適応出来るように計画しましょう。適応させる各項目で申請建物について説明を下欄をお願いします。

(別紙 3)

「高島の木の家」認定チェックリスト 基準仕様書タイプ別基準2・3・4判定用		
判定項目	チェックする内容	判定欄*
	申請建物の適応状況の説明	
啓発活動	山やストックヤードなどで三者による見学を実施している。又は産地の分かる工夫をしている。	
構造	木組を一部見せる工夫がある。	
	在来木造であることが分かる工夫がある。	
素材	自然素材の使用を効果的に見せる工夫がある。	
環境	街並みや周辺環境にとけ込む工夫がある。	
	結露対策など、住まい手の健康に配慮した工夫がある。	
	自然エネルギーや雨水利用など省エネに配慮している。	
住まい手	住まい手の生活スタイルにあった工夫やストレス解消の工夫がある。	
	生活スタイルの変化に対応出来る工夫がある。	
その他	木の家であることをアピールできる工夫がある。	
合計*		
総評*		

*印は記載不要。

認定チェック項目の内8項目以上が適応出来るように計画しましょう。適応させる各項目で申請建物について説明を下欄にお願いします。

(様式1)

平成 年 月 日

高島の木の家づくりネットワーク
高島の木の家づくり部会 様

申込者
〒
住所

氏名

TEL () -

「高島の木の家」認定エントリーシート

下記の通り「高島の木の家」の認定にエントリーをいたします。

1. 建築場所	
2. 工事予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	上棟予定日 平成 年 月 日
3. 建築主	住所：
	氏名：
4. 代理者	住所：
	氏名：
4. 設計者	住所：
	氏名：
5. 施工者	住所：
	氏名：

設計内容説明書（基本設計時点）

都市計画区域区分	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input type="checkbox"/> 都市計画区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定)
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
その他の地区、地域	<input type="checkbox"/> 建基法第 22 条区域 <input type="checkbox"/>
主要用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/>
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/>
構造・階数	<input type="checkbox"/> 在来木造 <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/>
耐火建築物	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他
敷地面積	
面積	1階床面積： 2階床面積： 延べ床面積：
屋根の仕様	
外壁の仕様	
軒裏の仕様	
基礎の種別	<input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> その他（構造検討書有り）
高島の木の家基準仕様	<input type="checkbox"/> 共通基準に適合させる予定 <input type="checkbox"/>
同上の使用タイプ別基準	<input type="checkbox"/> 3-__を使用する予定
積雪に対する考慮	<input type="checkbox"/> 多雪区域外 <input type="checkbox"/> 壁量計算に反映 <input type="checkbox"/> 許容応力度計算 <input type="checkbox"/> その他
相談窓口備付け建築士カルテにある設計図書（※）	<input type="checkbox"/> カルテ通りの図面を作成します <input type="checkbox"/> 設計監理契約書に示された図面を作成します
認定チェックリストによる達成項目数	<input type="checkbox"/> _____項目 > 8項目 チェックシート別紙_____を使用
添付図書	附近見取図・配置図・各階平面図 立面図・認定チェックリスト

※未決定項目は「未定」と記載して下さい。

但し、設計内容説明書の各項目は必須回答です。

（※）相談窓口経由で設計者が決定した建築物についてはカルテ通りの図面作成が必須です。

※認定エントリーシートは2部提出して下さい。

※確認後、副本をお返ししますので、認定申込書に添付願います。

(様式2)

平成 年 月 日

高島の木の家づくりネットワーク

代表 _____ 様

申込者
〒 _____
住 所

氏 名

TEL (_____) _____

「高島の木の家」認定申込書

次のとおり「高島の木の家」認定の申込みをいたします。

1. 建築場所	
2. 工事予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	上棟予定日 平成 年 月 日
3. 建築主	住所：
	氏名：
4. 代理者	住所：
	氏名：
5. 設計者	住所：
	氏名：
6. 施工者	住所：
	氏名：

7. 高島産材利用量	m3 (内構造材利用量 m3)
8. 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定エントリーシート副本 ・エントリー内容に変更があった場合はその変更部分分かる書類または図書 ・基準仕様とタイプ別基準が判断出来る図書 ・設計契約書 (写) ・高島産材使用内訳書 ・確認申請書 (写) ・工事請負契約書 (写) ・瑕疵担保履行法届け (写)
9. 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中、当申込内容に変更が生じた場合は、認定の最終確認を受ける前に変更箇所を届け出て下さい。 ・最終の現地確認を受けたい希望日を竣工 2 週間前に事務局へ届け出て下さい。

誓 約 書

高島の木の家の認定を受けるにあたり、本申込書に記載又は添付した書類等の内容全てについて高島の木の家認定基準に準拠していることを誓約いたします。

また、最終確認を受けるまでに記載内容に変更が生じた場合は届け出ます。

平成 年 月 日

申込者：住所

氏名

Ⓜ

設計者：住所

氏名

Ⓜ

施工者：住所

氏名

Ⓜ

「高島の木の家」認定フロー図

